

令和4年4月8日

政経情報研究会

ジャーナリスト 椎谷 哲夫 様

檀原市議会

議長 細川 佳秀

公開質問状に対する回答について

標記の件について、令和4年2月21日付け公開質問状にて質問のありました、内閣府ホームページの「家族の法制に関する世論調査(平成29年12月)」の調査票の「2選択的夫婦別姓制度の導入に対する考え方」Q10(ウ)については、婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を使えるようにするということから、賛成または容認に含めたところであります。

選択的夫婦別姓制度につきましては、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところであり、国において選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行っていただきたく、国に要望したところであります。